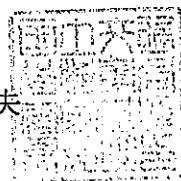


国海安第41号  
平成22年6月9日

社団法人 日本船用工業会  
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局  
安全基準課長  
久保田 秀夫



「船舶設備規程等の一部を改正する省令」及び  
「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示」等  
について（通知）

「船舶設備規程等の一部を改正する省令」、「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示」及び「船舶区画規程第三十九条の二の装置及び船内の場所を定める告示」が、平成22年6月18日に公布される予定ですので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

**JSMEA**

Japan Marine Equipment Association

詳細内容をご覧になりたい方は文章番号及び分証明をご記載の上、事務局まで E-mail または FAX でお申し込み下さい。詳細をお送り致します。

E-mail: info@jemea.or.jp FAX: 03-3591-2206 担当: 石田

